

和歌山県長寿社会課所管補助金等に係る財産処分承認基準

平成 28 年 10 月 25 日策定

令和 3 年 4 月 1 日改正

「和歌山県補助金等交付規則」（昭和 62 年規則第 28 号）第 20 条に基づく和歌山県長寿社会課所管補助金等に係る財産処分については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条に基づく「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日付け老発第 0417001 号厚生労働省老健局長通知。以下「国承認基準」という。）を準用するものとする。

ただし、別紙様式 1、別紙様式 2 及び別紙様式 3 については、次のとおりとする。